

山形県住宅確保要配慮者居住支援法人指定事務取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関し、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 法第59条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人（以下、「支援法人」という。）の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第1号）により、知事に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書（これらに類する書類を含む。）
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 申請者及びその役員が、第4条第3項各号に適合している旨を誓約する書類（様式第2号）
- (5) 個人情報保護に関する規程、マニュアルその他これらに類する書類
- (6) 法第66条の規定に基づき区分して経理する書類（ただし、法第62条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）及び、同条第5号に掲げる業務（以下「残置物処理等業務」という。）を行う場合に限る。）及び法第67条第1項に規定する帳簿の例となる書類
- (7) その他住宅確保要配慮者居住支援法人の指定にあたり知事が必要と認める書類

(住宅確保要配慮者居住支援法人の指定)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があり、申請者が法第59条各号及び次条に定める判断基準に適合していると認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定するものとする。

2 知事は、前項の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(判断基準)

第4条 法第59条第1号の規定により、職員、支援業務の実施の方法、その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、次の各号に適合すること。

- (1) 支援業務の実施のために必要な組織体制（係等）及び人員体制を確保していること
- (2) 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること

- (3) 支援業務を行う区域を定めていること
 - (4) 支援業務の対象となる住宅確保要配慮者の範囲を定めていること
- 2 法第59条第2号の規定により、支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するとして、次の各号に適合すること。
- (1) 支援業務の実施に必要な事業資金及び自主財源を有していること
 - (2) 法人として債務超過の状態（第2条第2項第2号の貸借対照表において、負債の部の総額が資産の部の総額を上回る状態をいう。）にないこと
 - (3) 行おうとする支援業務を、申請の日から起算して過去5年以内に実施した実績を有すること
 - (4) 債務保証業務を行う場合は、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）による登録を受けていること。申請者が自ら保証しない場合は、当該規程による登録を受けた者に委託するなどの連携を図るものであること
- 3 法第59条第4号の規定により、役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして、次の各号に適合すること。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人でないこと
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと
 - (4) 法第70条第1項の規定により支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと
 - (6) 暴力団員等がその事業活動を支配するものでないこと
 - (7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれにも該当しないこと
- 4 法第59条第5号の規定により、支援業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとして、次の各号に適合すること。
- (1) 支援業務と支援業務以外の業務を行う組織との間で分離がなされていること
 - (2) 債務保証業務及び残置物処理等業務を行う場合は、債務保証業務（これに附随する業務を含む。）及び残置物処理等業務（これに付随する業務を含む。）とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること
- 5 前各項に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものとして、次の各号に適合すること。
- (1) 定款等において、支援業務を行うことが目的として記載されていること
 - (2) 指定の申請を行うことについて、法人として意思決定していること
 - (3) 個人情報を適切に取扱うため必要な措置を講じていること

(4) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと

(変更の認可及び届出)

第5条 支援法人は、法第61条第1項の規定により新たに法第62条第1号又は第5号に掲げる業務を行うときは、第7条、第8条及び第9条によりあらかじめ知事の認可を受けるものとする。

2 法第61条第2項の規定による変更をしようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

(債務保証業務の委託)

第6条 支援法人は、法第63条第1項の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託しようとするときは、債務保証業務委託認可申請書（様式第5号）により、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請が、債務保証業務の公正かつ適確な実施のために適切なものであると認められるときは、認可するものとし、債務保証業務委託認可通知書（様式第6号）により、支援法人に通知するものとする。

(債務保証業務規程)

第7条 支援法人は、法第64条第1項の規定により、債務保証業務を行おうとするときは、債務保証業務規程を定め、債務保証業務規程認可申請書（様式第7号）により知事に申請するものとする。債務保証業務規程を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の申請が債務保証業務の公正かつ適確な実施のために適切なものであると認められるときは、認可するものとし、債務保証業務規程認可通知書（様式第8号）により、支援法人に通知するものとする。

(残置物処理等業務の認可)

第8条 法第64条第2項の規定により残置物処理等業務に係る認可を受けようとする支援法人は、残置物処理等業務認可申請書（様式第13号）により知事に申請するものとする。

2 知事は、前項の申請が適切であると認められるときは、認可するものとし、残置物処理等業務認可通知書（様式第14号）により支援法人に通知するものとする。

(残置物処理等業務規程)

第9条 法第64条第2項の規定による認可を受けようとする支援法人は、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第15号）により知事に申請するものとする。また、残置物処理等業務規程を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の申が適切なものであると認められるときは認可するものとし、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第16号）により支援法人に通知するものとする。

(事業計画等)

第10条 支援法人は、法第65条第1項の規定により、支援業務に係る事業計画及び収支予算（以下「事業計画等」という。）を作成し、事業計画等認可申請書（様式第9号）により知事に申請するものとする。事業計画等を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の申請が適切なものであると認められるときは、認可するものとし、事業計画等認可通知書（様式第10号）により、支援法人に通知するものとする。

3 支援法人は、法第65条第2項の規定により、毎事業年度、支援業務に係る事業報告及び収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成したときは、事業実施報告書（様式第11号）により、知事に提出するものとする。

（指定の取下げ）

第11条 支援法人は、指定の取下げをしようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取下げ届出書（様式第12号）を知事に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年9月17日から施行する。

この要綱は令和7年10月1日から施行する。

様式第 1 号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、別紙のとおり申請します。

別紙

1 指定を受けようとする者に関する事項（法第 60 条第 1 項第 2 号）

法人の名称	(ふりがな)
法人所在地	郵便番号 ー 県 市
代表者氏名	(ふりがな)
ホームページ	URL:

2 支援業務を行おうとする事務所の所在地（省令第 39 条第 1 項第 3 号）

所在地	郵便番号 ー
電話番号	

3 支援業務を開始しようとする年月日（省令第 39 条第 1 項第 1 号）

年 月 日

4 組織及び運営に関する事項（省令第 40 条第 1 項第 1 号）

組 織 図	(「別添のとおり」とし、既存のパンフレット等を添付してもよい。)				
支援業務を実施する 部署名	(部 署 名)				
	(部署の責任者 又は担当者氏名)				
職 員 数	(職 員 総 数)	(常勤)	人	(非常勤)	人
	(支援業務を実施 する部署の職員数)	(常勤)	人	(非常勤)	人

5 支援業務の概要に関する事項（省令第40条第1項第2号）

支援業務の区分	支援業務の内容
登録事業者からの要請に基づく、 登録住宅入居者の家賃債務の保証 (法第 62 条第 1 号関係)	
債務保証業務の実施方法等	☐ 自ら実施（登録番号 ） ☐ 委託により実施 ・委託先名称： ・委託先住所： ・登録の有無：有・無（登録番号 ） ☐ 債務保証業務（これに附帯する業務を含む。）を行う場合は、その他の業務と区分して経理します。
住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助 (法第 62 条第 2 号関係)	
賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助 (法第 62 条第 3 号関係)	
賃貸住宅の貸借人への住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に必要な情報の提供 (法第 62 条第 4 号関係)	
貸借人である住宅確保要配慮者からの委託に基づく残置物処理等 (法第 62 条第 5 号関係)	
上記に掲げる業務に付帯する業務 (法第 62 条第 6 号関係)	
☐ 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施しない業務がある場合であっても、必要が生じた場合は、当該業務を行います。	
支援業務を実施する地域	

支援業務の対象とする住宅確保要配慮者	☐ 低額所得者 ☐ 被災者（発災後３年） ☐ 高齢者 ☐ 身体障害者 ☐ 知的障害者 ☐ 精神障害者 ☐ 子育てをする者 ☐ 外国人 ☐ 中国残留邦人 ☐ 児童虐待を受けた者 ☐ ハンセン病療養所入所者 ☐ DV被害者 ☐ 北朝鮮拉致被害者 ☐ 犯罪被害者 ☐ 保護観察対象者 ☐ 生活困窮者 ☐ 指定災害被災者 ☐ 若者 ☐ 海外引揚者 ☐ 新婚世帯 ☐ 戦傷病者 ☐ 原子爆弾被爆者 ☐ 児童養護施設退所者 ☐ LGBT ☐ U I J ターン転入者 ☐ 住宅確保要配慮者の生活支援等を行う者
☐ 特定の者について、不当に差別的な取り扱いを行うことはありません。	
支援業務を行う曜日及び時間	

6 居住支援実施機関・団体等との連携に関する事項（省令第40条第1項第3号）

市町村、居住支援法人、居住支援事業を行う福祉法人・団体等との連携	
----------------------------------	--

7 人材の確保及び資質向上に関する事項（省令第40条第1項第4号）

居住支援事業を行う人材の確保及び資質向上	
----------------------	--

8 対価を得て行う居住支援事業に関する事項（省令第40条第2項）

住宅確保要配慮者から対価を得て居住支援事業を行う場合の事業の内容、対価及び提供の条件	
--	--

9 支援業務以外で現に行っている業務の概要に関する事項（法第60条第1項第5号）

支援業務以外で現に行っている業務	左記業務の担当部署（係）
☐ 政治活動及び宗教活動は行いません。	

10 役員の氏名及び略歴に関する事項（省令第41条第2項第3号）

(ふりがな)	住 所	役 職 名	略 歴 (入社年月、担当業務歴、現職就任年月等)
氏 名			
生年月日・性別			
()			
年 月 日・男 女			
()			
年 月 日・男 女			

11 申請担当者に関する事項

申 請 担 当 者 名	
申 請 担 当 者 部 署 名	
連 絡 先 電 話 番 号	
連 絡 先 F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所（主たる事務所の住所地）

法人の名称

代表者氏名

誓 約 書

私は、別紙に記載する者が以下の各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を取消されても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 法第70条第1項の規定により支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 六 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 七 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む）が前各号のいずれかに該当する者

(誓約書別紙)

[illegible]

様式第3号

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった住宅確保要配慮者居住支援法人の指定については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定により、下記のとおり指定する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名) (公印)

記

- 1 法人の名称
- 2 法人の住所
- 3 支援業務を行う事務所の所在地
- 4 支援業務の種別

様式第 4 号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

変更する事項	☐ 法人の名称 ☐ 法人の住所 ☐ 支援業務を行う事務所の所在地 ☐ 支援業務の種別		
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更予定年月日	年 月 日		

様式第 5 号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

債務保証業務委託認可申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第63条第1項の規定に基づく債務保証業務の委託の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託先の名称
- 2 委託先の住所
- 3 委託する業務の内容

様式第6号

債務保証業務委託認可通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託の認可については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第63条の規定により、下記のとおり認可する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名)

(公印)

記

- 1 委託先の名称
- 2 委託先の住所
- 3 委託する業務の内容

様式第 7 号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

債務保証業務規程認可申請書（新規・変更）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第64条第1項の規定に基づく債務保証業務規程の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

債務保証業務規程

様式第8号

債務保証業務規程認可通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった債務保証業務規程の認可（新規・変更）については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第64条第1項の規定により、申請書添付書類のとおり認可する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名)

(公印)

様式第 9 号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

事業計画等認可申請書（新規・変更）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第65条第1項の規定に基づく支援業務の事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

事業計画書

収支予算書

変更申請の場合は変更理由書

様式第10号

事業計画等認可通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等の認可（新規・変更）については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第65条第1項の規定により、申請書添付書類のとおり認可する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名)

(公印)

様式第11号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

事業実施報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第65条第2項の規定に基づき、〇〇 年度に係る支援業務について、関係書類を添えて報告します。

添付書類

事業報告書

収支決算書

貸借対照表

財産目録

様式第12号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者居住支援法人指定取下げ届出書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日指令建 第号により指定された住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について、下記のとおり取り下げを届け出ます。

記

取下げの理由

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

残置物処理等業務認可申請書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第1項の規定に基づく残置物処理等業務の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 添付資料

残置物処理等業務に係る支援業務の実施に関する計画書

様式第14号

残置物処理等業務認可通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった残置物処理等業務の認可については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第63条の規定により認可する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名)

(公印)

様式第15号

〇〇 年 月 日

山形県知事 殿

申請者

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

残置物処理等業務規程認可申請書（新規・変更）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第64条第1項の規定に基づく残置物処理等業務規程の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

残置物処理等業務規程

様式第16号

残置物処理等業務規程認可通知書

指令建第 号

(申請者) 様

年 月 日付けで申請のあった残置物処理等業務規程の認可（新規・変更）
については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19
年法律第112号）第64条第1項の規定により、申請書添付書類のとおり認可する。

年 月 日

山形県知事 (氏 名)

(公印)